

# 石狩湾新港港湾整備事業経営戦略

団 体 名 : 石狩湾新港管理組合

事 業 名 : 港湾整備事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適	事業開始年度	昭和48年度
職 員 数	2 人	港 湾 区 分 ( 重 要 港 湾 等 )	重要港湾
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	港湾施設の管理委託を行っている。	
	イ 指定管理者制度	—	
	ウ PPP・PFI	—	

### (2) 使用料体系

別紙参照。

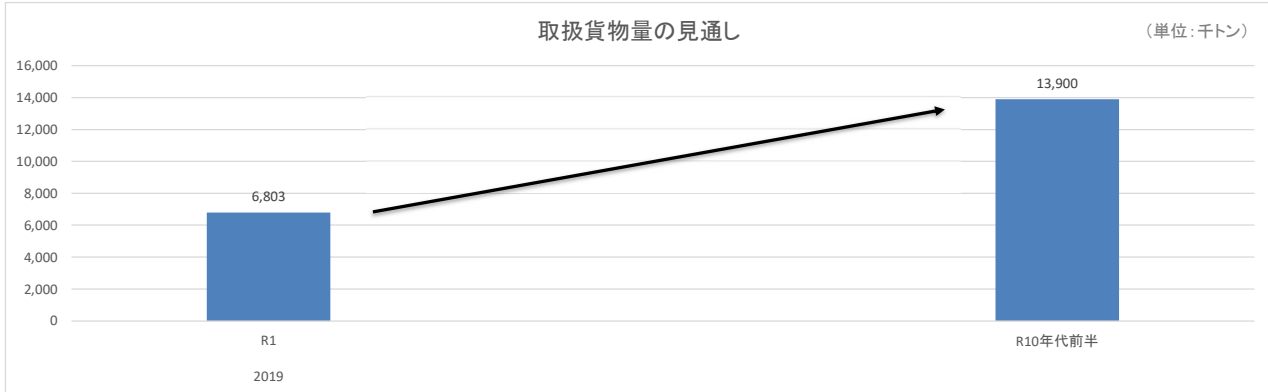
## (3) 現在の経営状況

年間取扱貨物量 ※過去3年度分を記載	H29 6,130,455 トン	H30 6,641,027 トン	R1 6,803,381 トン
年間使用料収入額 (税込み) ※過去3年度分を記載	H29 471,675,717 円	H30 458,246,892 円	R1 457,021,820 円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29 69 %	H30 62 %	R1 71 %
経費回収率 ※過去3年度分を記載	H29 67 %	H30 62 %	R1 71 %
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	H29 31 %	H30 38 %	R1 29 %
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載	H29 46 %	H30 46 %	R1 48 %
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	H29 796 %	H30 860 %	R1 921 %
<p>【上記の収益、資産等の状況を踏まえた現在の経営状況の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他会計補助比率が30%程度あり、他会計繰入金に依存した経営状況にある。</li> <li>・年間取扱貨物量は増加傾向にあるが、使用料収入額は減少傾向である。</li> <li>・今後の課題としては、使用料収入の増加に向けた取組など、他会計繰入金に依存した経営からの脱却が挙げられる。</li> </ul>			

## 2. 将来の事業環境

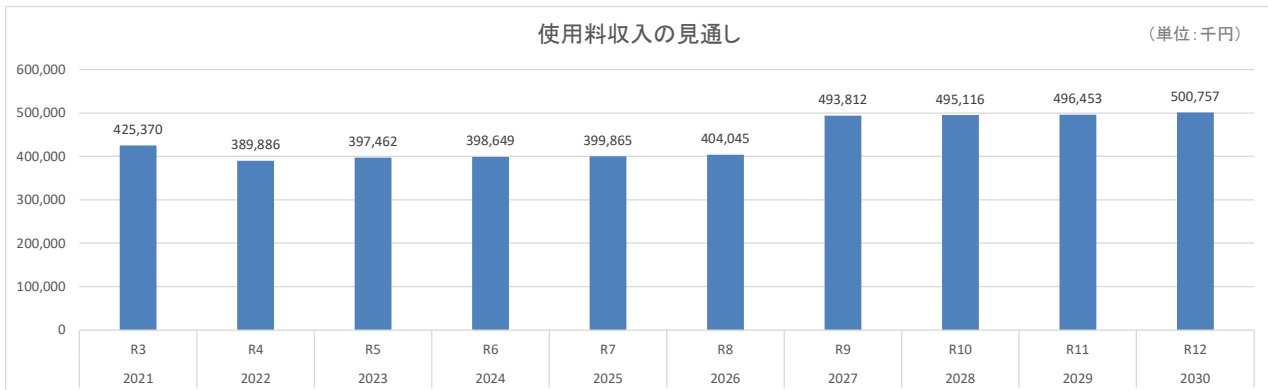
### (1) 取扱貨物量等の見通し

取扱貨物量の見通しについては、令和10年代前半に港湾計画の目標値である13,900千トンを見込んでいる。



### (2) 使用料収入の見通し

使用料収入の見通しについては、取扱貨物量の見通しや、東地区国際物流ターミナル整備事業に伴うふ頭用地整備等による、港湾施設等の利用収入の増加を踏まえ推計している。



### (3) 施設の見通し

上屋については、耐用年数を経過しているものがなく、状態は良好であることから、更新は直近の課題となっていない。  
荷役機械については、ガントリークレーン1号機が耐用年数を経過しているが、適切な点検・補修により機能維持されており、更新は直近の課題となっていない。今後も、修繕計画に基づき維持管理を行っていく。

### (4) 組織の見通し

組合は、北海道、小樽市及び石狩市をもって組織し、組合の職員数25人(管理者及び専任副管理者を除く。)のうち、港湾整備事業に係る職員は2名である。  
今後は、現行の人数を維持することを想定しており、人事異動により職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有を図っていく。

### 3. 経営の基本方針

石狩湾新港地域に集積する企業の物流拠点として、また、札幌圏の経済活動と市民生活の安全・安心を支える交通基盤として、石狩湾新港の一体的かつ効果的な運営が促進されるよう、以下の目標とする。

- 1) 札幌圏を核とする日本海側の流通拠点港湾としての機能強化
- 2) 地域的特性を活かした産業の活性化を支える機能の強化
- 3) 環境との共生・循環型社会の形成
- 4) 防災機能の強化及び復旧・復興体制の構築
- 5) 賑わいのある港湾空間・交流空間の形成

港湾施設に関しては、経営収支の均衡に配慮しながら、貨物需要などに対応した機能拡充を目指すこととする。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	費用対効果及び収支バランスを考慮した上で、適切な施設等の整備を進める。
-----	-------------------------------------

※計画期間内に実施する主な投資の内容

- ・東地区国際物流ターミナル整備事業に伴うふ頭用地整備

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	港湾施設等の利用促進及び取扱貨物量の増加による収入の確保を図る。
-----	----------------------------------

使用料に関する事項

- 直近の決算値の動向に、以下の内容などを反映している。
- ・東地区国際物流ターミナル整備事業に伴い整備するふ頭用地の使用料収入
  - ・使用料金の改定による使用料収入
  - ・洋上風力発電施設の設置に伴う使用料収入
  - ・LNG発電所の設置に伴う使用料収入

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委託料に関する事項

- ・過去の委託料の動向等を踏まえ算定。

管理運営費に関する事項

- ・過去の管理運営費の動向等を踏まえ算定。

支払利息に関する事項

- ・既発債分は企業債償還表により算定、新発債分は最長期間で償還した場合の直近借入利率で試算。

職員給与に関する事項

- ・直近の職員数・人件費で算定。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	予定なし
投資の平準化	法定耐用年数を超えている施設の中でも、改築・更新の必要性の高い施設から優先的に投資し、改築・更新の必要性の低い施設については投資の先送りを検討する。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	使用料金改定の検討など、使用料収入の確保に向けた取組を推進する。
企業債	企業債残高や毎年度の償還額を踏まえ、発行額の適切な管理を行う。
繰入金	独立採算制の基本原則に立脚した経営に努める。
資産の有効活用等による収入増加の取組	港湾関連用地の貸付により、収入の増加を図る。
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	発注方法や業務内容の見直しを行うなど、効率化に向けた検討を行う。
管理運営費	現行の手法(委託)により管理運営を行う。
職員給与費	石狩湾新港管理組合の給与に関する条例による。
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度、進捗管理を行うとともに、3年～5年ごとに、適切な経営戦略となっているか事後検証を行い、課題や改善点を明確にした上で、更新等を行う。
---------------------	---

使用料体系の概要・考え方		道内の他港湾との競争を見据え、他の港湾(苫小牧港及び小樽港)における使用料設定を勘案して設定する。												
施設区分	使用料区分		単位	現行(a)		前回(b)		改定率		前回(c)		改定率		
				(令和元年改正)		(平成26年改正)		(a/b)%		(平成18年改正)		(b/c)%		
				外航船	内航船	外航船	内航船	※外航船料金は変更無し		外航船	内航船	※外航船料金は変更無し		
ひき船「かむい」使用料	(1)基本料金	総トン数3,000トン未満の船舶	使用時間1時間につき	30,700円	33,770円	30,700円	33,156円	2%	%	30,700円	32,235円	3%	%	
		総トン数5,000トン未満の船舶		52,000円	57,200円	52,000円	56,160円	2%	%	52,000円	54,600円	3%	%	
		総トン数10,000トン未満の船舶		67,000円	73,700円	67,000円	72,360円	2%	%	67,000円	70,350円	3%	%	
		総トン数15,000トン未満の船舶		101,900円	112,090円	101,900円	110,052円	2%	%	101,900円	106,995円	3%	%	
		総トン数20,000トン未満の船舶		114,600円	126,060円	114,600円	123,768円	2%	%	114,600円	120,330円	3%	%	
		総トン数25,000トン未満の船舶		130,700円	143,770円	130,700円	141,156円	2%	%	130,700円	137,235円	3%	%	
		総トン数30,000トン未満の船舶		158,200円	174,020円	158,200円	170,856円	2%	%	158,200円	166,110円	3%	%	
	総トン数30,000トン以上の船舶	199,700円	219,670円	199,700円	215,676円	2%	%	199,700円	209,685円	3%	%			
	(2)割増料金	ア:冬期 (1)の5割相当額 イ:執務時間外 (1)の5割相当額 ウ:荒天時 (1)の5割相当額 エ:防波堤外 (1)の5割相当額												
	(3)待機料	ひき船が待機した後、使用者の都合により使用時間を変更し、又は使用しなかったとき (1)及び(2)のイの合計の5割相当額												
(4)石狩湾新港小樽港間回航料	片道1回	55,000円	60,500円	55,000円	59,400円	2%	%	55,000円	57,750円	3%	%			
船舶給水施設使用料	(1)基本料金	総トン数100トン以上の船舶	10m <sup>2</sup> まで	夏期	7,800円	8,580円	7,800円	8,424円	2%	%	7,800円	8,190円	3%	%
				冬期	10,000円	11,000円	10,000円	10,800円	2%	%	10,000円	10,500円	3%	%
		総トン数100トン未満の船舶	5m <sup>2</sup> まで	夏期	3,900円	4,290円	3,900円	4,212円	2%	%	3,900円	4,095円	3%	%
				冬期	5,000円	5,500円	5,000円	5,400円	2%	%	5,000円	5,250円	3%	%
		上記数量を超える給水の場合	1m <sup>2</sup> までごと	夏期	780円	858円	780円	842円	2%	%	780円	819円	3%	%
				冬期	1,000円	1,100円	1,000円	1,080円	2%	%	1,000円	1,050円	3%	%
	(2)割増料金	執務時間外及び荒天時の給水については、それぞれ基本料金の5割増とする。												
荷さばき地使用料(漁港区等を除く)	(1)コンクリート舗装	一般使用料	初日から15日まで	1日ごと	m <sup>2</sup>	4.58円	4.50円	2%	%	4.38円	3%	%		
			16日以降	1日ごと	m <sup>2</sup>	6.88円	6.75円	2%	%	6.57円	3%	%		
		専用使用料	1月ごと	m <sup>2</sup>	112.59円	110.55円	2%	%	107.48円	3%	%			
	(2)その他	一般使用料	初日から15日まで	1日ごと	m <sup>2</sup>	4.40円	4.32円	2%	%	4.20円	3%	%		
			16日以降	1日ごと	m <sup>2</sup>	6.60円	6.48円	2%	%	6.30円	3%	%		
		専用使用料	1月ごと	m <sup>2</sup>	107.80円	105.84円	2%	%	102.90円	3%	%			
(3)西2号	1月ごと	m <sup>2</sup>	3,390,200円	3,329,000円	2%	%	3,237,000円	3%	%					
港湾施設用地等使用料(漁港区等を除く)	(1)一般使用料	初日から15日まで	1日ごと	m <sup>2</sup>	3.19円	3.12円	2%	%	3.04円	3%	%			
		16日以降	1日ごと	m <sup>2</sup>	4.84円	4.75円	2%	%	4.62円	3%	%			
	(2)専用使用料	防塵柵付舗装地	1月ごと	m <sup>2</sup>	71.50円	70.20円	2%	%	68.25円	3%	%			
		舗装地	1月ごと	m <sup>2</sup>	67.10円	65.88円	2%	%	64.05円	3%	%			
		未舗装地	1月ごと	m <sup>2</sup>	57.20円	56.16円	2%	%	54.60円	3%	%			
上屋使用料	(1)一般使用料	許可の日から3日まで	1日ごと	m <sup>2</sup>	5.99円	5.88円	2%	%	5.72円	3%	%			
		許可の日から4日以降15日まで	1日ごと	m <sup>2</sup>	12.23円	12円	2%	%	11.67円	3%	%			
		許可の日から16日以降30日まで	1日ごと	m <sup>2</sup>	27.70円	26.57円	2%	%	25.84円	3%	%			
		許可の日から31日以降	1日ごと	m <sup>2</sup>	54.94円	53.93円	2%	%	52.44円	3%	%			
	(2)専用使用料	1月ごと	m <sup>2</sup>	343円	337円	2%	%	328円	3%	%				
	(3)天井クレーン付上屋一般使用料	許可の日から3日まで	1日ごと	m <sup>2</sup>	19.66円	19.30円	2%	%	18.77円	3%	%			
		許可の日から4日以降15日まで	1日ごと	m <sup>2</sup>	40円	39.28円	2%	%	38.19円	3%	%			
		許可の日から16日以降30日まで	1日ごと	m <sup>2</sup>	88.57円	86.96円	2%	%	84.55円	3%	%			
		許可の日から31日以降	1日ごと	m <sup>2</sup>	179.77円	176.50円	2%	%	171.60円	3%	%			
	(4)天井クレーン付上屋専用使用料	1月ごと	m <sup>2</sup>	567円	557円	2%	%	542円	3%	%				
(5)くん蒸施設使用料	1日ごと	m <sup>2</sup>	188円	185円	2%	%	180円	3%	%					
(6)定温施設使用料	1日ごと	m <sup>2</sup>	83円	82円	2%	%	80円	3%	%					
荷役機械使用料	(1)ガントリークレーン	時間	51,040円	50,100円	2%	%	48,800円	3%	%					
	(2)リーチスタッカー	時間	5,225円	5,140円	2%	%	5,000円	3%	%					
	使用時間が1時間を超える場合は、超過時間30分までごとに5割の額を加算する。													
(3)チップ用荷役機械	月	7,477,800円	7,341,000円	2%	%	7,138,000円	3%	%						
計量器使用料	トラックスケール	1回	533円	523円	2%	%	509円	3%	%					
電気施設使用料	冷凍コンセント	1口ごと	時間	146円	143円	2%	%	140円	3%	%				
港湾施設等使用料(漁港区等に適用)	(1)港湾施設用地等使用料	基本料金	1級地	1m <sup>2</sup> 1月につき	58.90円	57.82円	2%	%	56.22円	3%	%			
			2級地		48.51円	47.62円	2%	%	46.30円	3%	%			
			3級地		41.58円	40.81円	2%	%	39.68円	3%	%			
		舗装地の場合は各級地の単価に右記金額を加算する。		8.07円	7.93円	2%	%	7.71円	3%	%				
	割増料金 工作物(埋設管、架空管、電柱その他これらに類するもの及び仮設物を除く。)を設置する場合は基本料金の2割に相当する額を加算する。													
	(2)漁港区等物揚場使用料	一般使用料	総トン数20トン未満の船舶	1隻につき1日までごと	172円	169円	2%	%	165円	3%	%			
			総トン数20トン以上の船舶		346円	339円	2%	%	330円	3%	%			
		登録使用料	登録期間1月までの船舶		138.60円	136.06円	2%	%	132.29円	3%	%			
			登録期間1月を超え3月までの船舶		381.15円	374.20円	2%	%	363.81円	3%	%			
			登録期間3月を超え6月までの船舶		727.65円	714.40円	2%	%	694.56円	3%	%			
登録期間6月を超え9月までの船舶			1,039.50円		1,020.58円	2%	%	992.24円	3%	%				
登録期間9月を超え1年までの船舶	1,316.70円	1,292.74円	2%	%	1,256.84円	3%	%							

# 投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
		(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収 益	収益的収入	1 総 収 益 (A)	464,686	460,673	430,735	395,251	402,827	404,014	405,230	409,410	499,177	500,481	501,818	506,122	
		(1) 営 業 収 益 (B)	462,807	460,653	430,715	395,231	402,807	403,994	405,210	409,390	499,157	500,461	501,798	506,102	
		ア 料 金 収 入	457,021	454,927	425,370	389,886	397,462	398,649	399,865	404,045	493,812	495,116	496,453	500,757	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	5,786	5,726	5,345	5,345	5,345	5,345	5,345	5,345	5,345	5,345	5,345	5,345	
		(2) 営 業 外 収 益	1,879	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
		ア 他 会 計 繰 入 金													
		イ そ の 他	1,879	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	363,317	464,497	458,913	431,856	428,424	425,632	423,141	421,583	420,250	419,586	418,695	417,826	
		(1) 営 業 費 用	333,260	423,558	407,559	407,559	407,559	407,559	407,559	407,559	407,559	407,559	407,559	407,559	
		ア 職 員 給 与 費	15,089	17,145	16,290	16,290	16,290	16,290	16,290	16,290	16,290	16,290	16,290	16,290	
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	318,171	406,413	391,269	391,269	391,269	391,269	391,269	391,269	391,269	391,269	391,269	391,269	
		(2) 営 業 外 費 用	30,057	40,939	51,354	24,297	20,865	18,073	15,582	14,024	12,691	12,027	11,136	10,267	
資本的収入	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	101,369	△ 3,824	△ 28,178	△ 36,605	△ 25,597	△ 21,618	△ 17,911	△ 12,173	78,927	80,895	83,123	88,296		
	1 資 本 的 収 入 (F)	668,230	1,599,746	356,448	391,142	798,808	879,632	1,165,629	1,139,775	250,752	249,673	242,874	232,178		
	(1) 地 方 債	455,500	1,300,000			395,000	398,000	715,000	692,000						
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	186,291	299,746	356,448	391,142	403,808	481,632	450,629	447,775	250,752	249,673	242,874	232,178		
(3) 他 会 計 借 入 金															
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	26,439														
(6) 工 事 負 担 金															
(7) そ の 他															
資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	769,599	1,595,922	328,270	354,537	773,211	858,014	1,147,718	1,127,602	329,679	330,568	325,997	320,474		
	(1) 建 設 改 良 費	482,087	1,300,000			395,000	398,000	715,000	692,000						
	ウ ち 職 員 給 与 費														
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	287,512	295,422	327,770	354,037	377,711	459,514	432,218	435,102	329,179	330,068	325,497	319,974		
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金	97,472	99,462	100,852	98,757	99,143	99,530	99,919	100,310	100,702	101,096	85,122	68,090		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他		500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 101,369	3,824	28,178	36,605	25,597	21,618	17,911	12,173	△ 78,927	△ 80,895	△ 83,123	△ 88,296			

## 投資・財政計画

(単位:千円, %)

年 度	元年度 (決算)	2年度 (決算見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	71	61	55	50	50	46	47	48	67	67	67	69
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	462,807	460,653	430,715	395,231	402,807	403,994	405,210	409,390	499,157	500,461	501,798	506,102
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	462,807	460,653	430,715	395,231	402,807	403,994	405,210	409,390	499,157	500,461	501,798	506,102
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	4,394,906	5,399,484	5,071,714	4,717,677	4,734,966	4,673,452	4,956,234	5,213,132	4,883,953	4,553,885	4,228,388	3,908,414

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	元年度 (決算)	2年度 (決算見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
区 分												
収 益 的 収 支 分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	186,291	299,746	356,448	391,142	403,808	481,632	450,629	447,775	250,752	249,673	242,874	232,178
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	186,291	299,746	356,448	391,142	403,808	481,632	450,629	447,775	250,752	249,673	242,874	232,178
合 計	186,291	299,746	356,448	391,142	403,808	481,632	450,629	447,775	250,752	249,673	242,874	232,178